進路通信 NO.2

秦野支援学校
サポート・スタディグループ
進路係
2023年6月2日

・利用できる相談支援事業所が見つからない時の対応は？

・セルフプランのメリット・デメリットは？

昨年度末の進路アンケートでいただいた、保護者の方からの疑問です。

今回の通信はこのテーマを中心に、解説したいと思います。

<サービス等利用計画>

福祉サービスを利用する場合に、作成することが義務付けられている計画(書類)です。すでに、放課後等デイサービスなど児童のサービスを使っている人には、なじみのものだと思いますが、成人のサービスを使う場合も必要不可欠で重要なものです。

<相談支援事業所とは>

「相談支援」という福祉サービスには、2種類あります。1つ目は、「特定相談」で、2つ目は「一般相談」です。「特定相談」とは、サービス等利用計画を作成するための相談です。別の言い方で「計画相談」とも呼ばれます。一般相談とは、それ以外の困りごと悩みごとに関する相談です。

「特定相談」の制度本来のあり方としては、相談支援事業所の相談員がサービスを使いたい人からニーズを聞き取り、アドバイス、モニタリングを通して利用者と事業者の橋渡しを行います。

利用者が、どのような生活を希望し、希望の実現のためどのような福祉サービスを使うのか。その一連の流れを建物の建築に例えると、「相談員」は「建築設計士」に相当する重要な役割を担うといわれます。いわば、障害福祉サービスの世界の「ケアマネージャー」のような存在で、資格要件も厳しくなっています。

<相談支援事業所の現状>

「計画相談」のニーズの高さに対する「相談支援事業所」の不足が地域で常態化しており、サービス等利用計画を利用者本人(または家族・支援者)が作成するケースが一定数あります。それを「セルフプラン」と呼びます。中には、相談員にプライバシーを開示することにためらいを感じて自ら「セルフプラン」を選ぶケースもあります。

相談支援事業所をどの事業者にするかは、利用者本人が希望に基づいて自己決定するのが本来のあり方です。秦野市民が他の市町村の事業所を選ぶことも自由です。しかしながら、秦野市に限らず近隣市町でも「相談員」は慢性的に不足している状況にあります。

<支援学校卒業時の流れ>

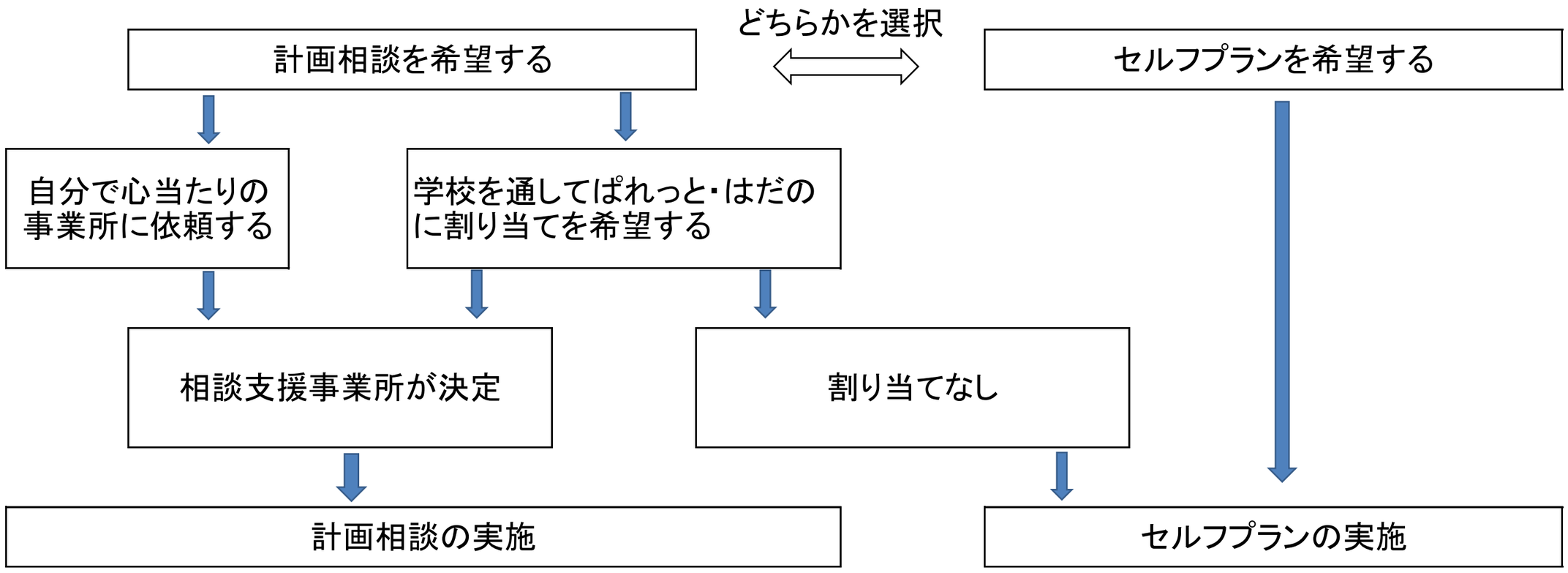

昨年度の実績で見ると、EG卒業生の福祉サービス利用者の内、計画相談を実施した人は約半数でした。大半が児童のサービスを使っている時の相談支援事業所が、成人のサービスにも継続対応してくれたケースです。残りの半数はセルフプランになったわけですが、割り当てを希望したけれども残念ながら希望が通らなかった人たちです。

<相談支援事業所の活用>

学校卒業後にお子さんに起きがちな問題として次のような事例があります。

・通所の福祉サービスを利用しているが、何かのきっかけで事業所に行きたがらなくなってしまった。あるいは、事業所での不適応行動が顕在化し利用の継続に難色を示された。

・今通っているところも悪くないが、近くに新しくて良さそうな事業所がオープンした。

・家庭での介護者(親)が、体調を崩し入院することになってしまった。等々。

生活が順風満帆で、特に解決すべき問題がなければ、相談支援事業所との関りは、定期的なモニタリング(半年に1度ずつ程度)のみで過ぎていきます。

しかしながら、上記の事例のように何かしら問題が生じたときに、

①サービス利用の変更(利用する事業所をより本人に合ったところに変える)

②サービスの追加利用(短期入所、グループホーム、訪問系サービスの追加)

などのサービス等利用計画の見直しを通して、問題解決の方策を提案してくれるのが相談支援事業所の重要な役割です。

要するに、何か困ったときに家族だけで悩みを抱えることなく、相談できる専門家がいることが、計画相談のメリットです。実は、(通所)事業所の側も何か問題が発生したときに対応してもらえる第3者機関として相談支援事業所を頼りにしています。

(保護者からの)疑問に対する回答

・相談支援事業所が見つからない時の対応は？

ぱれっと・はだの「障害福祉何でも相談室」へ連絡してみてください。セルフプラン作成時のサポート、サービス利用中の困りごとへの相談など幅広く対応してくれます。

・セルフプランのメリットデメリットは？

メリットを強いて挙げれば、プライバシーを秘匿できることや定期的なモニタリング(相談支援員との面談)が必要ないことです。デメリットは、すでに書いた通りです。

おすすめは、相談支援事業所を見つけることです。もし、卒業時それが叶わなかったとしても、卒業後は割当制ではないので、何年か後でもご自身で動いて相談支援事業所を付けることをおすすめします。新規の相談支援事業所の立ち上げや相談員の増員も徐々にではありますが続いていく見込みです。